

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、役場や当会が立地する町中心部を含む彦山川両岸において、2mを超える浸水が予想されているほか、町中心部の 50%を超える範囲で 0.5m以上の浸水が予想されている。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、町全体に崩壊、土石流等の土砂災害警戒区域が数多く存在し、山間地だけでなく町中心部にも崩壊、土石流等の土砂災害警戒区域が散見される。

(地震：J・SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度 5 弱以上の地震が今後 30 年間で 3%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

町内の彦山川流域では、これまでも数々の水害に見舞われてきた。特に、平成 30 年の 7 月豪雨において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に被害を及ぼした。この豪雨により、当町では人的被害、住家被害はなかったものの、道路被害 2 件、土砂災害 6 件の被害が出た。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 147 人
- ・ 小規模事業者数 119 人

【内訳】

業種		商工業者	小規模事業者数	備考（事業所の立地条件）
商工業者	建設業	43	43	町内に広く分散している
	製造業	10	8	工業団地に集積している
	卸売業・小売業	42	28	河川沿線道に多い
	サービス業	43	34	町内に広く分散している
	その他	9	6	町内に広く分散している
	合 計	147	119	

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

- ・ 大規模な災害の発生が予測または起こった場合に備え、被害施設の早期発見、復旧及び、災害の拡大防止に期することを目的に、当会との間で「大任町管内における災害時等応急対策に関する基本協定書」（以下、「基本協定書」という。）を締結。
- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施。
- ・ 防災備品の備蓄。

2) 当会の取組

- ・当町と締結した基本協定書を基に、町内の建設業者を中心に参加企業を募集、企業からの申請を受け、企業との間で別途、基本協定書を締結。
- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知。

II 課題

- ・事業者 BCP に関する国の施策の周知不足。
- ・感染対策において、事業者に対して感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知する必要がある。

III 目標

- ・地区内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

- ・令和 6 年 4 月 1 日に締結した基本協定書について、本計画との整合性を整理し、発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・町広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者 BCP に積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者 BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、IT やテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

2) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成

- ・当会は、令和 2 年に事業継続計画を作成（詳細は別添参照）。

3) 関係団体との連携

- ・連携協定を結ぶ東京海上日動火災株式会社 北九州支店、福岡県火災共済協同組合に専門家の派遣を依頼し、普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や障害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等の共催。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者 BCP 等取組状況の確認。
- ・大任町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（大規模地震や大規模水害等）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後 8 時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS 等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、当町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
（豪雨における例）職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3 日以内に情報共有する。

被害規模の目安は以下を想定

大規模な被害がある	・地区内 10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	・地区内 1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内 0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

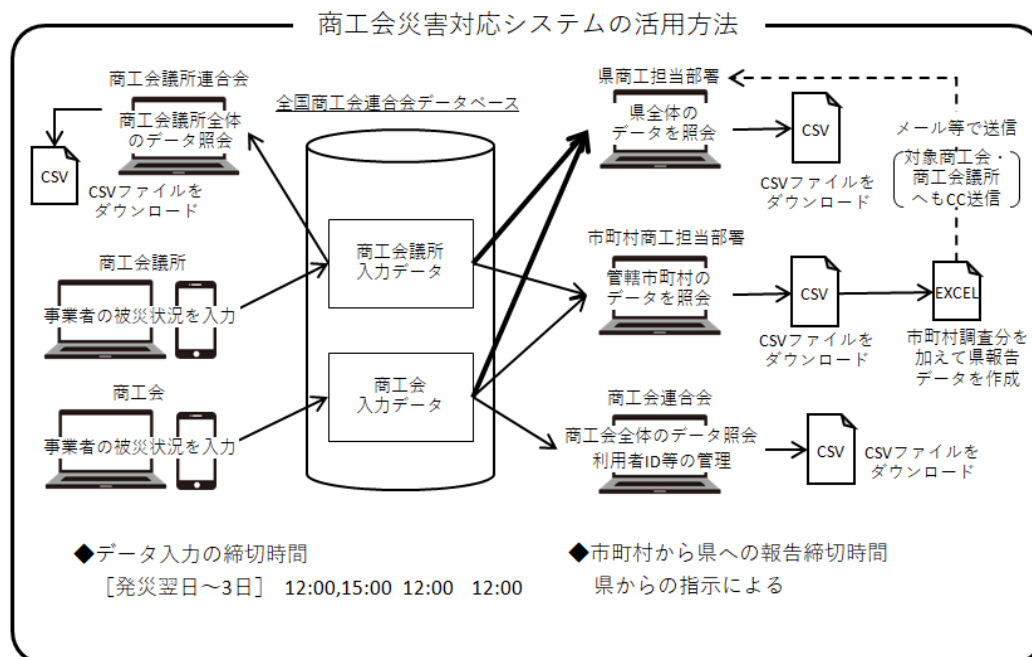
発災後～1 週間	1 日に 1 回共有する
1 週間～2 週間	1 日に 1 回共有する
2 週間～1 ヶ月	2 日に 1 回共有する
1 ヶ月以降	1 週間に 1 回共有する

- ・当町で取りまとめた「例：大任町市新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

＜ 3. 発災時における連絡体制＞

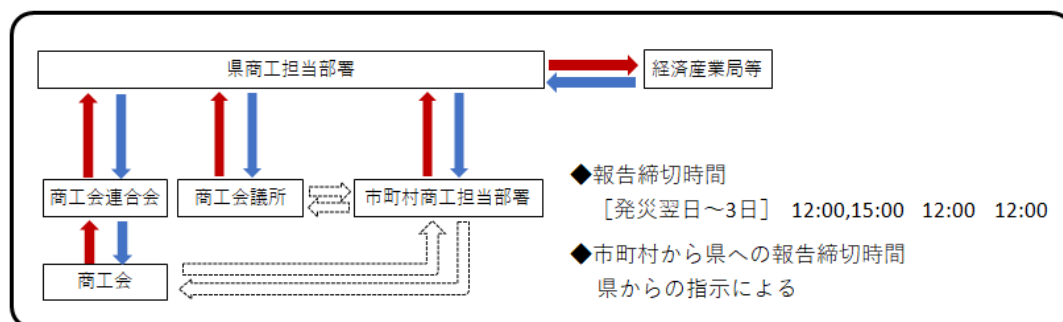
- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当町より県の商工の商工担当部署へ報告する。
- ・感染症流行の場合、国や都道府県等からの情報や方針に基づき、当会と当町が共有した情報を県の指定する方法にて当会又は当町より県へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、当町の商工担当部署へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたは FAX 等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の 12:00 と 15:00、2 日目の 12:00、3 日目の 12:00 とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

① システム利用可能時



② システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を9. 様式集に規定する様式Iに記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I						
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keieishien@pref.fukuoka.lg.jp）】						
令和○年○月○日の大雨による商工被害状況						
提出日： 令和○年○月○日						
団体名： _____						
記入担当者： _____						
被害箇所					被害状況	
所在地	商店街の場合は商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
区分 (初回は必ず記載)						
記入例	○○市○○町○○丁目○	△△製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	
	△△市△△町△△番地	△△商店街	酒販業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	
1						
2						
3						
※前日までには御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していただく。 ※用紙が見えない場合はコピーしてご利用ください。 ※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。						

＜ 4．応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援＞

- ・相談窓口の開設方法について、当町と相談する（当会は、国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

＜ 5．地区内小規模事業者に対する復興支援＞

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を県等に相談する。

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

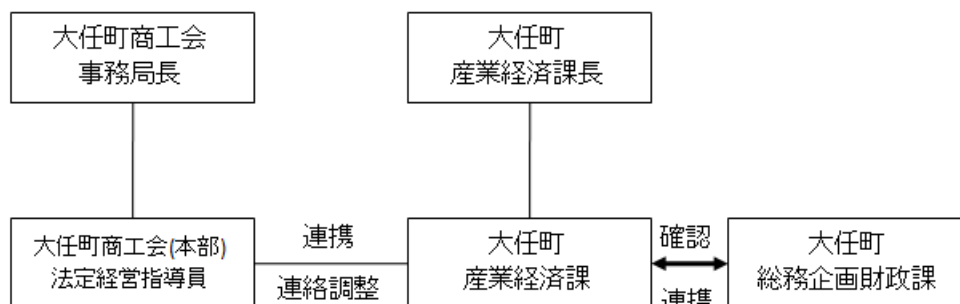
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 田中博文 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

以下に関する必要な情報の提供及び助言を行う。

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

大任町商工会

〒824-0512 福岡県田川郡大任町大行事 3042-1

TEL : 0947-63-2241 / FAX : 0947-63-4019

②関係市町村

大任町役場

〒824-0512 福岡県田川郡大任町大行事 3067

総務企画財政課 防災担当

TEL : 0947-63-3000 / FAX : 0947-63-3813

産業経済課 商工担当

TEL : 0947-63-3001 / FAX : 0947-63-3813

※ その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	200	200	200	200	200
・ 専門家派遣	50	50	50	50	50
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	50	50	50	50	50
パンフ・チラシ作製費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、大任町補助金、福岡県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
① 東京海上日動火災株式会社 北九州支店 支店長 飯守 禅 所在地 北九州市小倉北区米町1-5-20 北九州東京海上日動ビル5F 電話番号 093-521-9671 ② 福岡県火災共済協同組合 理事長 花田 稔之 所在地 福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F 電話番号 092-622-8071
連携して実施する事業の内容
① 東京海上日動火災株式会社 北九州支店 ＜1. 事前の対策＞ 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・ハザードマップwebアプリを活用し、小規模事業者の事業所所在地のハザード情報をピンポイントで5つの項目（地震・津波・浸水・土砂災害・台風災害）についてわかりやすいレポートにて提供 ・自然災害に関わる損害保険見直し 3) 関係団体との連携 ・セミナーを通じて、BCP策定の重要性を周知 ② 福岡県火災共済協同組合 ＜1. 事前の対策＞ 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知 ・自然災害に関わる損害保険見直し 3) 関係団体との連携 ・セミナーを通じて、BCP策定の重要性を周知
連携して事業を実施する者の役割
① 東京海上日動火災株式会社 北九州支店 役 割・自然災害に対するノウハウの提供 ・ハザードマップwebアプリの提供・活用方法について指導 ・損害保険見直しについての助言 ・簡易的なBCP策定支援 ・セミナー講師の派遣 効果等・自然災害に対するノウハウの構築 ・小規模事業者の被災時における事業への影響についての理解

- ・小規模事業者への防災意識の高まり

② 福岡県火災共済協同組合

役 割 ・ 自然災害に対するノウハウの提供

- ・ 損害保険見直しについての助言

- ・ セミナー講師の派遣

効果等 ・ 自然災害に対するノウハウの構築

- ・ 小規模事業者の被災時における事業への影響についての理解

- ・ 小規模事業者への防災意識の高まり

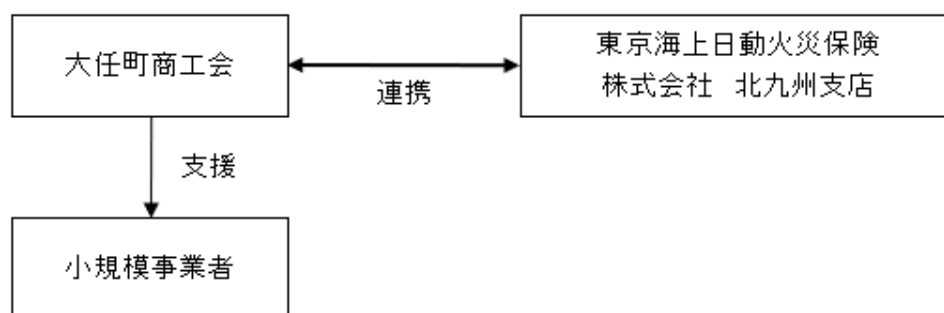
連携体制図等

① 東京海上日動火災株式会社 北九州支店

< 1. 事前の対策 >

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 3) 関係団体との連携



② 福岡県火災共済協同組合

< 1. 事前の対策 >

- 1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- 3) 関係団体との連携

